駐労規第41号

改正 平成 1 5 年 3 月 2 4 日駐労規第 5 号 改正 平成 1 5 年 3 月 2 7 日駐労規第 6 号 改正 平成 1 8 年 3 月 2 8 日駐労規第 6 号

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報公開に関する規則(抄)

(手数料の額等)

- 第29条 法第17条第2項の手数料の額は、次の各号 に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める額とする。
  - (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」 という。) 開示請求に係る法人文書1件につき3 00円
  - (2) 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。) 開示を受ける法人文書1件につき、 別表の法人文書の種別の項に掲げる種別ごとに、同

表 の 開 示 の 実 施 の 方 法 の 項 に 掲 げ る 方 法 に 応 じ 、 そ れぞれ同表の開示実施手数料の項に定める額(複数 の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、 その合算額。以下この号及び次項において「基本額 」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項 の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当 該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求 め た 際 の 基 本 額 を 加 え た 額 ) が 3 0 0 円 に 達 す る ま では無料とし、300円を超えるとき(同項の規定 により更に開示を受ける場合であって既に開示の実 施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除 く。) は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の 法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うと きは、前項第1号の規定の適用については、当該複数 の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複 数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合にお ける同項第2号ただし書の規定の適用については、当 該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、それぞれ現金(現金を内容とする書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ず るものとして理事長が定めるものを含む。)又は機構 の預金口座への振込みの方法により納付させるものと する。

4 法人文書の開示を受ける者が法人文書の写しの送付を求める場合は、送付に要する費用を郵便切手又は理事長が定めるこれに類する証票で納付させるものとする。